

○松阪市子育て世帯訪問支援事業要綱

令和6年3月31日告示第149号

松阪市子育て世帯訪問支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ自立を支援することを目的として実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は松阪市とする。ただし、市長が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、児童、保護者若しくは妊婦からの相談又は庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供及び相談により把握され、本事業による支援が必要であると市長が認めた者であって、次の各号のいずれかに該当するような状態にあるものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) 出産・育児に対する不安若しくは負担感を抱える妊婦又は生後1年6ヶ月までのこどもを養育する家庭
- (5) その他事業の目的を鑑み、市長が本事業による支援が必要と認める者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとし、対象者の家庭を訪問して実施するものとする。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育園等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、保護者に寄り添い、支援するための相談・助言等
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握

(6) その他事業の目的達成に必要と認める業務

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、松阪市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号又は様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利用を決定するときは松阪市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（様式第3号又は様式第4号）により、利用を承認しないときは松阪市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続により事業の利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が事業を利用させることが適切でないとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消したときは、松阪市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（様式第6号）により事業を利用する者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

(訪問支援員)

第8条 市長は第4条に規定する事業内容を適切に実行する能力を有すると認めた者に事業を実施させるものとする。

(利用者負担金)

第9条 市長は、利用者から事業を実施するために必要な費用の一部として、利用者負担金を徴収するものとする。ただし、第3条第4号に掲げる者にあつては、直接事業者を支払うものとする。

2 前項の規定により徴収する利用者負担金の額は、第3条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者にあつては別表のとおりとし、同条第4号に掲げる者にあつては1時間当たり1,000円とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

利用世帯区分	利用者負担	
	利用時間 1時間当たり	利用回数 1回当たり

生活保護世帯		0円	0円
市民税非課税世帯	年間96時間以内	0円	0円
	年間96時間を越えた場合	300円	190円
市民税所得割課税額77,101円未満の世帯	年間96時間以内	0円	0円
	年間96時間を越えた場合	600円	370円
その他の世帯		1,500円	930円

備考 利用者負担金は、事業の1回の利用につき、1時間当たりの金額に利用時間を乗じて得た金額と利用回数1回当たりの金額とを合算した額とする。

様式第1号（第5条関係）

松阪市子育て世帯訪問支援事業（養育支援型）利用申請書

年 月 日

（宛先） 松阪市長

住所  
申請者 氏名  
電話

松阪市子育て世帯訪問支援事業の利用を松阪市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、松阪市子育て世帯訪問支援事業要綱第9条の規定に基づき課税情報等を確認又は調査することに同意し、松阪市子育て世帯訪問支援事業利用について必要な情報を、各関係機関に提供することを承諾します。

利用者	ふりがな		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏名			
	住所			
利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
利用を希望する理由				
家族状況	氏名	続柄	生年月日	職業等
備考				

※ 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第2号（第5条関係）

松阪市子育て世帯訪問支援事業（子育て支援型）利用申請書

年 月 日

（宛先） 松阪市長

住所  
申請者 氏名 印  
電話

松阪市子育て世帯訪問支援事業の利用を松阪市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、松阪市子育て世帯訪問支援事業利用について必要な情報を、各関係機関に提供することを承諾します。

利用者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			( 歳)
	住所			
家族状況	氏名	続柄	生年月日	職業等
備考				

※ 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第3号（第6条関係）

松阪市子育て世帯訪問支援事業（養育支援型）承認通知書

年 月 日

様

松阪市長

印

年 月 日付けで申請のありました松阪市子育て世帯訪問支援事業の利用について、松阪市子育て世帯訪問支援事業要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

利用者名	
住 所	
支援内容	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用者負担金	1時間当たり 円及び1回当たり 円
備 考	

様式第4号（第6条関係）

松阪市子育て世帯訪問支援事業（子育て支援型）承認通知書

年 月 日

様

松阪市長

印

年 月 日付けで申請のありました松阪市子育て世帯訪問支援事業の利用について、松阪市子育て世帯訪問支援事業要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

利用者名	
住 所	
支援内容	
利用者負担金	1時間当たり 1,000 円 ※事業者に直接お支払いください
備 考	

様式第5号（第6条関係）

松阪市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書

年 月 日

様

松阪市長 印

年 月 日付けで申請のありました松阪市子育て世帯訪問支援事業の利用について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

承認しない理由

様式第6号（第7条関係）

松阪市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書

年 月 日

様

松阪市長 印

年 月 日付けで申請のありました松阪市子育て世帯訪問支援事業の利用について、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

取消しの理由